

デイサービスごしき (利用者控え・事業所用)
重要事項説明書

〈指定通所介護〉 〈介護予防・日常生活支援総合事業〉

1. 事業所の概要

事業所名	デイサービスごしき
所在地	神奈川県平塚市東真土3丁目8番48号
事業所指定番号	1472003621 平成27年7月1日指定
管理者・連絡先	青木 健二 ・ 電話 0463(51)6699
サービス提供地域	<p>平塚市一部 東真土・大神・横内・田村・四之宮・西真土・大島・下島・幸町・小鍋島・ 豊田本郷・豊田打間木・東豊田・南豊田・北豊田・中原・八幡・東八幡・西 八幡・長瀬・堤町・東中原・中原下宿・高浜台・中原上宿・南原・新町・御 殿・追分・浅間町・諏訪町・富士見町・豊原町・中里・達上ヶ丘・上平塚・ 平塚・桜ヶ丘・見付町・錦町・紅谷町・宝町・明石町・立野町・宮ノ前・宮 松町・天沼・老松町・榎木町・中堂・吉際・寺田縄・桃浜町・代官町・龍城 ヶ丘・董平・松風町・夕陽ヶ丘・達上ヶ丘・八重咲町・袖ヶ浜・札馬上・須 賀・千石河岸・久領堤・高浜台・豊原町・豊田小嶺・豊田宮下</p> <p>伊勢原市一部 小糸葉・上谷・下谷・沼目・上平間・下平間</p>

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービスの内容等	人員
管理者	業務の管理を行います。	1名 (常勤兼務)
生活相談員	サービス利用に係る一切の相談業務を行います。	3名 (常勤兼務3名)
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止す るための訓練指導や助言を行う各種リハビリテ ーションの計画を立て、実施評価します。	6名 (非常勤兼務6名)
看護師	医療、健康面の管理、指導、助言等を行います。 又各種健康相談に応じます。	4名 (非常勤兼務)
介護職員	皆様のデイサービスにおける生活のご支援を総合的に行 います。	9名 (常勤兼務3名・非 常勤兼務6名)

3. 業務日及び業務時間

業務日	業務時間
月曜日から土曜日まで（祝日を含む） ※年末年始（12/31～1/3）を除く	午前8時30分から午後5時30分まで

4. サービス提供時間

- (1) 介護給付の方 9：30～16：35
(2) 予防給付の方 9：30～16：35

5. 利用定員数

- (1) 事業所の利用定員数は、1単位 39名とする。
(指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業を合わせて)

6. サービス内容

- (1) 指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕は、従事者によって作成される通所介護計画〔介護予防通所介護計画〕に基づいて、日常生活動作訓練や生活指導（相談・援助等）を行う。
- (2) 通所介護計画〔介護予防通所介護計画〕に基づき、入浴介助若しくは特別入浴介助を実施する。
- (3) 通所介護計画〔介護予防通所介護計画〕に基づき、食事を提供する。
- (4) 通所介護計画〔介護予防通所介護計画〕に基づき、日常生活上の世話、機能訓練（介護予防）やレクリエーションを行う。
- (5) 居宅および事業所間の送迎を実施する。

7. サービス利用料及び利用者負担

提供するサービスに係る利用料は、別添の料金表に記す介護保険法に定められた介護費用の一割、二割又は三割相当分とお食事代（おやつ代含む）及び趣味活動費、その他実費利用費（おむつ代など）となります。尚、介護保険法の改正に伴い利用料の変更を行う場合がありますので予めご理解下さい。

8. 当事業所における運営方針

- (1) 事業所では、通所介護計画〔介護予防通所介護計画〕に基づいて、従事者が協力し必要な日常生活訓練等を行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう~~在宅ケア~~の支援に努める。
- (2) 事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急の理由を記録する。
- (3) 事業所では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- (4) 事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- (5) 指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

9. 個人情報保護及び守秘義務

職員は在職中はもちろん退職後についても皆様の情報を第三者に漏洩しないことを誓約しております。又、秘密保持の為の教育、指導を徹底しております。尚記録物等に関しては担当者会議及び緊急性を除く外部持ち出しの一切を行わず（担当者会議等必要時においては必要最低限の記録、情報を持ちだし、活用させていただきます）、夜間や休業日等の職員不在時については（株）特別警備保障の機械式遠隔警備システムにより防犯等対策を実施しております。

10. 当事業所ご利用にあたっての留意事項

- (1) 金銭、貴重品の管理

ご利用時には、大金・貴重品・装飾品は持たせないようにしてください。

(紛失等のトラブルがあっても当事業所は責任を負いかねます。ご了承下さい)

(2) 所持品・備品等の持ち込み

必ず持ち物すべてにご利用者のものとわかるように名前を書くか、名前シールを貼ってください。

(紛失等のトラブルがあっても当事業所は責任を負いかねます。ご了承下さい)

11. 禁止事項

(1) 当事業所では、多くの方に安心して通所サービスをおくっていただくために、ご利用者やご家族の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止致します。

12. 相談窓口及び苦情対応

①当事業所のサービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で対応致します。

相談窓口及び苦情対応	生活相談員 電話番号 : 0463(51)6699(代表) Fax番号 : 0463(51)6624 対応時間 : 9:00~17:00
------------	--

②公的機関においても、次の機関において苦情申し立てができます。

介護保険相談窓口	名称 平塚市役所 介護保険課 所在地 平塚市浅間町9番1号 電話番号 0463(21)8790
	名称 所在地 電話番号

介護保険相談窓口	名称 神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連) 所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 受付時間 午前8時30分~午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)

13. 緊急時等における対応方法

(1) 指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕の提供を行っているときに利用者に体調不良・病状の急変等が生じた場合は家族に連絡を行い、家族の判断による速やかな措置を講じるとともに、管理者に報告する。家族に連絡が取れない場合は、主治医等に相談の上速やかに措置を講じる。また緊急事態が生じた場合は、家族等への連絡や緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(2) 利用者に対する指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(3) 利用者に対する指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

14. 衛生管理

(1) 利用者の使用する、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

(2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

15. 利用者の契約解除権

利用者は契約解除の意志を書面をもって伝えることにより、いつでも本契約を解除する事が出来ます。

16. 事業者の契約解除権

事業者は利用者の下記の著しい不信心為や体調等の変化により契約を継続することが困難となった場合、本契約を解除する事が出来ます。

- (1) 度重なる利用料の滞納（基本2ヶ月以上）
- (2) 度重なるお届けのないキャンセル
- (3) 故意による事業者に対する損害行為
- (4) 他の利用者への迷惑行為、暴言・暴力等があった場合
- (5) 職員に対しての身体的暴力・精神的暴力・セクシュアルハラスメントがあった場合
- (6) その他信頼関係を継続出来ないと判断される一切の行為
- (7) ご利用者が正当な理由なくご利用の休止を繰り返した場合
- (8) ご利用者が入院もしくは病気により1ヶ月以上にわたってサービスのご利用が出来ない状況であることが明らかになった場合

17. 契約の自動終了

次の何れかの事由が発生した場合、この契約は自動的に終了します。

- (1) 15及び16に該当する場合
- (2) 利用者について介護保険法に基づく介護保険サービス対象非該当となった場合
- (3) 利用者が死亡した場合
- (4) その他事業者が事業所の継続が困難となった場合

尚事業者は契約の終了に辺り、必要と認められる場合に限り利用者が指定する他の事業者等へ関係記録の写し及びその他利用者情報の一切を提供します。又介護保険外サービスの利用に係る市町村への連絡調整等を行います。

18. キャンセル規定

当事業所では次のキャンセル規定を定めておりまので、あらかじめサービス計画などで予定していたサービスのご利用をキャンセルする場合はこの規定をお守りいただきますようご理解とご協力を宜しくお願い致します。

(キャンセル規定)

	状況	キャンセル料
①	参加当日及び前日夕方17時30分以降のご連絡もしくは何らご連絡もなく、職員がお迎えに伺った場合に不在もしくはその場でお休み通知の場合(うっかりを含みます)	食事費・おやつ費 及び予定していた有償趣味活動実費
②	前日の17時30分までにお休みのご連絡を頂いた場合(電話、書面、ファックス)	キャンセル料はかかりません
③	重大な緊急時 (利用者の緊急救急対応など)	キャンセル料はかかりません
④	参加予定前日が事業所の休業日の場合 (月曜日の利用の場合のみ)	施設の電話が留守番電話になりますのでお名前とお休みの旨を録音してください。

19. 職員の質の確保

従事者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

20. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、建物管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所管理者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従事者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- (7) 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は利用者を含めた総合避難訓練を行う）
- (8) 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- (9) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

21. 運営会社の概要

名 称：株式会社メディトピア湘南

代 表 者：代表取締役 西 仙浩

本部所在地：神奈川県伊勢原市高森三丁目5番20号

事業の概要：介護保険法に基づく介護予防サービス事業及び居宅サービス事業

介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護施設の賃貸・運用

高齢者専用住宅の賃貸・運用

その他

サービス契約書の締結にあたり、上記の重要事項の説明をしました。

年 月 日

事業所名 デイサービスごしき

説明者 印

サービス契約書の締結にあたり、上記の重要事項の説明を理解致しました。又、各種加算算定に関する説明を受け、同意し交付を受けました。

年 月 日

利用者 印

保証人兼代理人 印